

国民健康保険

■問合せ
国保年金課国保係
☎029-885-0340
(内)116・117

国保の保険給付

国民健康保険(国保)では、対象となる事由に対して様々な給付を行っており、それを「保険給付」といいます。

医療・療養に対する給付

- ◇対象となる診療 診察、処置・手術等の治療、薬や治療材料の支給、入院・看護、在宅療養・看護、訪問看護
- ※入院時の差額ベッド代、患者の希望による保険外診療、歯科診療で特殊な素材を使用した差額診療や自由診療は対象外となります。
- ◇対象外の診療 保険適用外の治療法、正常分娩、経済的理由による人工中絶、健康診断、予防注射、労災保険の対象になる場合等
- ◇制限のあるもの けんか、

泥酔によるもの、医師や保険者の指示に従わないとき、犯罪や故意によるもの

- ◇医療費の自己負担割合
 - ・0歳～未就学児：2割
 - ・70～74歳：2割(現役並み所得者は3割)
 - ・右記以外の方：3割

村への申請が必要な給付

保険給付には給付を受けるために被保険者が村へ申請する必要があります。

療養費の支給

やむを得ず保険証を使わないで受けた診療や、骨折等で柔道整復師の施術を受けた場合、医師が認めたはり・灸・マッサージ代、コルセット等の補装具代、輸血の生血代、旅行中の海外での診療等は、医療費を全額自己負担した後に、申請により自己負担割合に応じた額が支給されます。

出産育児一時金

被保険者が分娩(妊娠12週以上の死産・流産を含む)したときに次の額が支給されます。

- ・分娩をした医療機関等が産科医療補償制度に加入している、妊娠22週以上の場合

：42万円
・右記以外：40万4千円

葬祭費

被保険者が死亡した場合、喪主の方に5万円が支給されます。

交通事故等するとき

事故等でケガをした場合でも、届出により国保で診療を受けることができます。ただし、示談を結んでしまった場合等、国保が使えない場合もあります。示談の前には必ず国保へ連絡をしましょう。

高額療養費の支給

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が申請により支給されます。

限度額適用認定証をご利用ください

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口へ提示すると、医療機関への支払額が自己負担限度額までとなり、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。

*認定証の交付には、事前に村への申請が必要です。

*国保税に滞納がある世帯の方には認定証を交付出来ない場合があります。

予約制 マイナンバーカードを申請しよう!

村内在住の方を対象に、職員が写真撮影(無料)から交付申請までをサポートします。出来上がったカードは原則ご自宅へ郵送します(本人限定受取郵便)ので、受け取りのために再度ご来庁いただく必要はありません。この機会に、ぜひご予約ください。 ※マイナンバーカードの申請は初回のみ無料です。

- 《実施日時》 1月9日(日)、2月13日(日) 午前8時30分～午後0時30分
- 《実施場所》 役場住民課窓口
- 《予約方法》 平日の午前8時30分から午後5時までに電話または役場住民課窓口にて予約
- 《申請に必要な持ち物》 下記①②③ (※②③はお持ちの方のみ)

①本人確認書類 下表の『Aから2点』または『Aから1点+Bから1点』をご用意ください。

※『Aから1点』または『Bから2点』でも申請することはできますが、通知カードの返納がない場合は、マイナンバーカードの受取は住民課窓口のみとなります。

A 官公署が発行した顔写真付きの証明書	運転免許証、住民基本台帳カード、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降)、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 など
B 「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が記載されているもの	健康保険証、介護保険証、各種年金証書、国民年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証、診察券 など

- ②通知カード
- ③住民基本台帳カード

◇問合せ 役場住民課☎029-885-0340(内)108

